

第70回 愛知県高等学校総合体育大会 ヨット競技 帆走指示書

1. 適用規則

本大会は、セーリング競技規則2013-2016（以下「RRS」という）に定義された規則、愛知県高等学校総合体育大会要項、同ヨット競技要項を適用する。ただし、この帆走指示書により変更したものを除く。

2. 競技者への通告

競技者に対する通告は、信号旗掲揚柱横に設置された公式掲示板に掲示する。

3. 帆走指示書の変更

帆走指示書(以下「指示」という)の変更は、それが発効する第1レースの予告信号時刻の60分前までに公式掲示する。

4. 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、陸上本部前に設置された信号旗掲揚柱に掲揚する。
- 4.2 陸上で回答旗が掲揚された場合は、RRS レース信号「回答旗」中の「1分後」を「20分以降」と置き換え、出艇を禁止する。

5. レース日程

- 5.1 レース日程は次のとおりとする。

		男子FJ級・420級予告信号時刻	女子FJ級・420級予告信号時刻
5月22日(日)	第1レース	9:50	10:00
	第2レース	引き続き	引き続き
	第3レース	引き続き	引き続き

- 5.2 レースが海上にて引き続き行われる場合、艇にレースが間もなく始まることを注意喚起するために、予告信号を発する少なくとも5分以前に音響1声とともにオレンジ色旗を掲揚する。

6. クラス旗

男子FJ級・420級のクラス旗は、「FJ旗」（白地に青色文字）を用いる。

女子FJ級・420級のクラス旗は、「420旗」（白地に青色文字）を用いる。

7. レースエリア

レースエリアは、別に指示する。

8. コース

添付図-1のコース図は、レグ間の概ねの角度、通過すべきマークの順序および各マークの通過する側を含むコースを示す。

9. マーク

- 9.1 マーク①②は当該黒色数字入りオレンジ色の円筒形ブイとする。
- 9.2 指示11に規定する新しいマークは、オレンジ色の三角錐形ブイとする。
- 9.3 アウトサイドマークはスターボードの端にあるレース委員会信号艇と、ポートの端にあるオレンジ色の円筒形ブイとする。
- 9.4 フィニッシュマークはスターボードの端にあるレース委員会艇と、ポートの端にあるオレンジ色の球形ブイとする。

10. スタート

- 10.1 レースは、RRS26を用いて、予告信号をスタート信号の5分前とし、スタートさせる。
- 10.2 スタートラインは、スターボードの端にあるレース委員会信号艇上にオレンジ色旗を掲揚しているポールまたはマストと、ポートの端のスタートマークのコース側の間とする。
- 10.3 他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられていない艇は、スタートラインからおおむね50m以内の範囲およびコースサイドから離れていなければならない。
- 10.4 U旗が準備信号として掲揚された場合には、スタート信号前の1分間に、艇体、乗員または装備の一部でも、スタートラインの両端と最初のマークとで作られる三角形の中にあってはならない。艇がこの規則に違反して、特定された場合には、その艇は審問なしに失格とされる。ただし、レースが再スタートまたは再レース、またはスタート信号前に延期または中止された場合には、失格とはされない。これはRRS26を変更している。
U旗が準備信号として掲揚された場合、RRS29.1個別リコールは適用されない。
U旗ペナルティーの得点略語は『UFD』とする。これはRRS A11得点略語を変更している。
- 10.5 スタート信号後4分より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった」(DNS)と記録される。これはRRS A4, A5を変更している。

11. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し（または、フィニッシュラインを移動し）、実行できればすぐに元のマークを除去する。

12. コースの短縮またはレースの中止

レース委員会はRRS32.1以外に、レースの公正に影響を及ぼしそうな大きな風向の変化や、風速が一定時間4Knt以下に低下した場合、コースの短縮又はレースを中止する場合がある。この項に基づきレース委員会がレースを継続又は中止したことについて、艇による抗議と救済の要求の根拠とはならない。これはRRS62.1(a)を変更している。

13. フィニッシュ

フィニッシュラインは、スターボードの端にあるレース委員会信号艇上にオレンジ色旗を掲揚したポール又はマストと、ポートの端のフィニッシュマークのコース側の間とする。

14. タイムリミット

先頭艇がコースを帆走してフィニッシュ後、15分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった」(DNF)と記録される。これは、RRS35, A4, A5を変更している。

15. 抗議と救済要求

- 15.1 抗議書は、陸上本部で入手できる。抗議および救済または審問再開の要求は、適切な締切時間内に陸上本部に提出されなければならない。
- 15.2 抗議締切時刻は、当日の最終レース終了から60分とする。ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時間を延長する場合がある。
- 15.3 レース委員会又はプロテスト委員会による抗議の通告を、RRS61.1(b)に基づき艇に伝えるために、指示15.2の抗議締切時刻までに公式掲示板に掲示する。
- 15.4 審問の再開要求は判決を通告されて20分以内に提出されなければならない。これはRRS66を変更している。

16. 得点

- 16.1 本大会が成立するためには、1レースの完了することを必要とする。
- 16.2 各競技の得点は、RRS A4の低得点方式を適用する。各艇の総得点は、成立した全てのレースにおけるその艇の得点合計である。
- 16.3 学校対抗競技における得点計算の方法は大会要項による。

17. 安全規定

- 17.1 出艇申告は署名方式で行う。出艇しようとする艇長はレース運営本部にある署名用紙に署名して出艇すること。帰着申告は艇長（事情によりやむを得ない場合は代理人可）の署名をもって行う。
- 17.2 各艇の乗員は、衣類の着脱のために要するわずかな時間を除き、離岸から着岸までの間、十分な浮力で体重を支えることのできる有効なライフジャケットを常に着用していなければならない。
- 17.3 艇が救助を要請する場合には、救助する船に対して、片手を高く上げて合図を送ることとする。
- 17.4 レース委員会又はプロテスト委員会は、危険な状態にあると判断したレース艇に対して、リタイアを勧告する。また、緊急救助を要すると判断した場合には、競技者の意思に拘わらず強制的に救助を行うことができる。この場合、艇からの救済要求は認めない。これはRRS62.1(a)を変更している。

18. ごみ処理

艇は、ごみを水中に捨ててはならない。ごみはレース運営艇に渡してもよい。

19. 無線通信

艇は、緊急時の救助要請する場合を除き、レース中無線送信を行ってはならず、またすべての艇が利用できない特殊な無線通信を受信してはならない。これには携帯電話およびGPSも該当するものとする。

20. その他

本大会にて発生した問題については、レース委員会の裁定に委ねるものとする。

添付図-1

